

学校の危機管理における養護教諭の役割

福岡県体育研究所

1 学校における危機管理

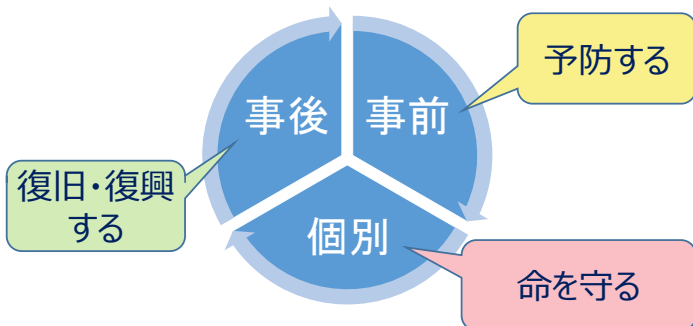
学校において想定される危険等

- **日常的な学校管理下における事故等**
（体育や部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- **犯罪被害**（不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒の安全を脅かす犯罪被害）
- **交通事故**（通学・通園中、校外活動中の交通事故）
- **災害**（地震・津波や風水害などによる被害）
- **その他の危機事象**（学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）



学校の危機管理マニュアル作成の手引 (P3) H30 文部科学省 ²

1 学校における危機管理



学校の危機管理マニュアル作成の手引 (P4) H30 文部科学省 ³

1 学校における危機管理

事前の危機管理

予防する

- 点検
- 避難訓練
- 教職員研修
- 安全教育

「事前の危機管理」が、その後の対応全てにつながる。
いつ起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要！

学校の危機管理マニュアル作成の手引 (P4) H30 文部科学省 ⁴

1 学校における危機管理

個別の危機管理

命を守る

緊急事態の発生

実際の対応時は、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に全教職員がしっかりと理解しておくことが大事です。



学校の危機管理マニュアル作成の手引 (P4) H30 文部科学省 ⁵

1 学校における危機管理

事後の危機管理

復旧・復興する

- 事後の対応
- 心のケア
- 調査、検証、報告、再発防止等

学校の危機管理マニュアル作成の手引 (P4) H30 文部科学省 ⁶

2 養護教諭の役割 予防する

事前の危機管理 点検

危険箇所の抽出・分析・管理

- 提供される情報から
ヒヤリハットを経験した場所
校内でけがをした場所
重大事故に発展した可能性がある場所
- 過去の事故等の発生に関する情報から
保健室のデータを定期的に分析（けがをした場所の集計）
- 事故等の発生条件に関する情報から
学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見出す

7

2 養護教諭の役割 予防する

事前の危機管理 教職員研修

学校安全の中核となる教員の養成と研修体制

- ・何から避難するのか
- ・どのような行動をとるのか
- ・どの時機で避難行動をとるのか

危機管理マニュアルは・・・

いつでも、どこでも、誰にでも見える場所にありますか？

実際の危機場面において、職員が動けるように整備されていますか？

8

2 養護教諭の役割 予防する

事前の危機管理 教職員研修

最新の情報を取り入れた校内研修の充実

研修内容の例

- ・事件事例、統計、安全点検の結果 → 解決策を講じる
- ・情報の連絡、共有
- ・事故発生時の対応訓練
（被災児童生徒及び保護者への対応含む）
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・児童生徒の心のケアに関すること など

9

2 養護教諭の役割 予防する

事前の危機管理 教職員研修

養護教諭不在時の救急処置についての周知

- 保健調査票の確認
- 救急処置マニュアルの整備
- 緊急連絡先の掲示
 - ・学校医
 - ・救急指定病院
 - ・近隣の総合病院
 - ・警察署
 - ・消防署 など
- 救急車要請の手順

すぐに持ち出せるように！
疾病管理中の場合、症状出現時に救急搬送の指示がある場合



- ・個別の緊急時マニュアル
- ・緊急時連絡カード
- ・学校生活管理指導表

10

2 養護教諭の役割 予防する

事前の危機管理 安全教育

1 危険予測・危険回避能力の育成

児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避できる力を育成する

2 教育活動全体を通じた安全教育

学校安全計画に位置付けて、系統的・計画的に。例：安全マップの作成

3 地域の人材・資源の活用

警察署、消防署等専門家との連携
地域で安全を守る人々について調べたり体験したりする

11

2 養護教諭の役割 命を守る

個別の危機管理 事故発生時の対応の基本

応急手当を実施する際の留意点

【救命処置が一刻を争う】

- 被害児童生徒の生命に関わる緊急事案の場合
→管理職への報告よりも救命処置を優先する。
- 事故等の状況や被害児童生徒の様子に動揺しない。
その他の児童生徒の不安を軽減するよう対応する。
- 対応や結果について記録に残すことを心掛ける。

12

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

事故発生時の対応の基本

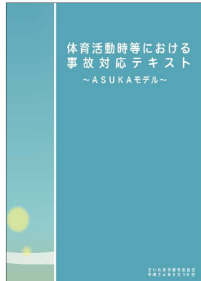
参考 死戦期呼吸（あえぎ呼吸）とけいれんについて

○突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で卒倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
○心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したりしても、大きな問題は起こりません。
※『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信がもてない場合は、胸骨圧迫とAEDの使用を開始します。

勤務先の先生方は、
『死戦期呼吸』について
ご存知でしょうか？

教職員研修

体制整備



【ASUKAモデル】

13

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

事故発生時の対応の基本

事故発生直後の迅速な対応

【被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点】

- 事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
事故等の概況、けがの程度などの情報を整理した上で行う。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた時点で第二報を行う。以後、正確かつ迅速な連絡を行う。

14

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

事故発生時の対応の基本

登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

【登下校時に事故が発生した場合の留意点】

- 状況把握
- 対応決定

【校外活動時に事故等が発生した場合の留意点】

- 状況把握
- 対応決定

○事前の対策→持久走大会等AEDの設置場所、使用方法

15

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

様々な事故への対応

頭頸部外傷への対応

「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」など

頭頸部外傷予防のために	事故発生後の対応
・男子に多い ・競技経験が浅い者に起こりやすい 【参照資料】 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」 →体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)	・決してすぐに立たせない ・意識障害の有無を確認 →意識障害が続く場合は直ちに救急車要請 ・脳振盪への対応 意識消失から回復した場合も速やかに受診し、医師の指示を仰ぐ

16

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

様々な事故への対応

熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもの

熱中症予防のために	事故発生時の対応
・WBGT等を測定し、「熱中症予防運動指針」等を参考に ・熱中症になりやすい傾向 肥満傾向 運動前の体調チェック 健康観察 急に暑くなった時	・けいれん、ふらつき、めまい、吐き気 ・状況に応じて救急車を要請する 【参照資料】 熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

17

2 養護教諭の役割

命を守る

個別の危機管理

様々な事故への対応

食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有	日常の取組と事故予防
○食物アレルギー対応委員会の設置 ○「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用	○学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組 ○献立の作成と検討 ○給食時間における配慮

18

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

事後の危機管理

事後の対応

児童生徒の安全確認・下校方法等の検討

安否確認	引渡しと待機
状況別に整理しておく ●児童生徒等が校内にいる場合 ●登下校中や自宅にいる場合 ●安否情報の集約 ・負傷者名簿を備えておく ・負傷者がいる場合の体制→応急処置、救急車要請 ・連絡、通信手段の複線化	●引渡しの判断 ・安全を第一に考えた判断 ●引渡し手順の明確化 ・実態を踏まえた対策 ・配慮が必要な児童生徒の対応
教育活動の継続 ●校舎の使用計画等 ●養護教諭・SC・学校医との連携、児童生徒の心身の状態に配慮 ●避難所運営との調整（協力内容として…衛生環境整備等）	

19

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

事後の危機管理

事故等に遭遇

心のケア

心のキズ

P T S D の 予 防 ・ 対 応

○持続的な再体験

○体験を連想させるものからの回避や感情がまひしたような症状

○感情・緊張が高まる

支援体制の確立

学校を中心として専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関等との連携

心の健康状態の把握

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

事後の危機管理

事故等に遭遇

心のケア

心のキズ

P T S D の 予 防 ・ 対 応

○持続的な再体験

・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする

・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

○体験を連想させるものからの回避や感情がまひしたような症状

・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする

・体験した出来事を思い出せない

・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

○感情・緊張が高まる

・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない

・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことで驚く 等

身体症状として現れやすい

心の健康状態の把握

21

福岡県若年教員研修（養護教諭）3年目

学校の危機管理における養護教諭の役割

福岡県体育研究所

心のケア

【参考資料】

学校における子供の心のケア

—サインを見逃さないために—

○子どもの心のケアのために（平成22年7月 文部科学省）

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引（平成22年3月 文部科学省）

○学校における子供の心のケア（平成26年3月 文部科学省）

○子供たちを児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待マニュアル—（平成26年3月公益財団法人 日本学校保健会）

○子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—（平成26年7月 文部科学省）

○学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）

○学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月 文部科学省）

○「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月 文部科学省）

23

その他【参考資料】

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

平成31年3月

熱中症環境保健マニュアル2022

令和4年3月

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き

令和3年5月

体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針

平成31年3月

24

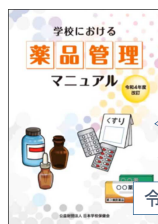
その他【参考資料】



平成23年2月



平成31年3月



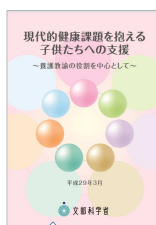
学校における医療用医薬品の預かりと管理の流れ（モデル例）なども示されています。

令和5年3月（令和4年度改訂）

- 医師法第17条の解釈について
（文部科学省通知 平成25年11月13日）
- 学校給食における食物アレルギー対応指針
（文部科学省通知 平成27年3月）
- 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について
（文部科学省事務連絡 平成29年8月22日）
- 学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液（プロラム®）の投与について
（文部科学省事務連絡 令和4年7月19日）

25

その他【参考資料】



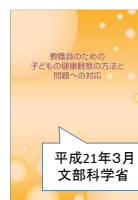
平成29年3月
文部科学省



平成21年3月
文部科学省



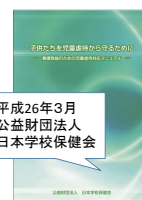
平成21年3月
文部科学省



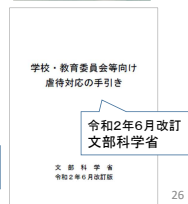
平成21年3月
文部科学省



令和2年3月
文部科学省



平成26年3月
公益財団法人
日本学校保健会



令和2年6月改訂
文部科学省

26